

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携 契約産地の生産者や関連会社である株式会社片貝鮮農との協業を通じ、減農薬特別栽培農産物の開発や産地直送体制の強化に取り組む。また、取引先である飲食店・小売店との情報共有を密にし、旬の食材を活かした商品企画の共同開発を推進する。
- b. IT実装支援 受発注業務のデジタル化を進め、取引先との受注データの共有や在庫情報の可視化に取り組む。24時間365日の供給体制を支える物流管理システムの高度化を図り、取引先の業務効率化を支援する。
- c. 専門人材マッチング 青果流通に精通した人材の育成と確保に努め、取引先の要望に応じた専門知識を持つ担当者の配置や、産地の営農指導員との連携による技術支援を行う。
- d. グリーン化の取組 フードロス削減に向けた需給予測の精度向上や、規格外野菜の有効活用を推進する。配送ルート最適化による燃料消費の低減、環境負荷の少ない包装資材への切り替えなど、サプライチェーン全体での脱・低炭素化に取り組む。
- e. 健康経営に関する取組 従業員の健康管理を推進するとともに、取引先への安心・安全な青果物の安定供給を通じて、食を通じた健康づくりに貢献する。
- f. BCP/事業継続 群馬県本社と東京営業所の二拠点体制を活かし、災害時にも青果物の供給を継続できる調達ルートの複線化を図る。取引先の事業継続計画策定に関する助言にも取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2026年4月13日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 藤生
企業名

代表取締役社長 藤生浩道
役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。